

熊本市火災予防条例の一部改正について

熊本市火災予防条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

- (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して
使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第45条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う
露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（提出理由）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施行に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。